情報館

【情報館】●特にことわりのないものは12月1日㈭から申し込みを受け付けます。

お知らせします

パブリックコメント ～皆さんの意見を市政に…～

次の案件について意見を募集します。ご応募いただいたご意見を考慮して計画を策定し、後日、ご意見の概要とご意見に対する市の考え方などを公表します。

■所沢市スポーツ振興計画（案）

いつでも・どこでも・だれもが楽しめる、豊かな生涯スポーツ社会の実現をめざして、スポーツ振興計画を策定します。

計画案の公表　市ホームページ（アドレスは表紙参照）に掲載。また、生涯学習センター、市役所6階・生涯スポーツ課、同1階・市政情報センター、各公民館で閲覧

募集期間　12月1日㈭～28日㈬

応募方法　①意見②住所③氏名④電話番号（法人・団体の場合は、①意見②所在地③名称④代表者氏名⑤電話番号）を記入（様式は問いません）のうえ、12月28日㈬までに、市役所6階・生涯スポーツ課（〒359-8501・並木1-1-1／FAX2998-9167／Eメールアドレスa9248@city.tokorozawa.saitama.jp）へ持参・郵送（当日消印有効）・FAX・Eメールのいずれかの方法

問い合わせ　生涯スポーツ課（☎2998-9248・FAX2998-9167）

■第3次生涯学習推進計画（案）

市民の皆さんの「学び」をすすめる指針として、第3次生涯学習推進計画を策定します。

計画案の公表　市ホームページ（アドレスは表紙参照）に掲載。また、生涯学習センター、市役所1階・市政情報センター、各公民館で閲覧

募集期間　12月1日㈭～28日㈬

応募方法　①意見②住所③氏名④電話番号（法人・団体の場合は、①意見②所在地③名称④代表者氏名⑤電話番号）を記入（様式は問いません）のうえ、12月28日㈬までに、生涯学習センター（〒359-1112・泉町1861-1／FAX2924-2831／Eメールアドレスb924295@city.tokorozawa.saitama.jp）へ持参・郵送（当日消印有効）・FAX・Eメールのいずれかの方法

問い合わせ　生涯学習センター（☎2924-2954・FAX2924-2831）

障害者出前なんでも相談のごあんない

障害のある方を対象に、身のまわりのことなどの相談に応じます。

とき・ところ　左表参照

ところ	12月	1月	2月	3月
新所沢東公民館	3日㈯			4日㈯
新所沢公民館	10日㈯			11日㈯
柳瀬公民館	17日㈯			18日㈯
中央公民館	24日㈯			
並木公民館		7日㈯		
小手指公民館分館		14日㈯		
松井公民館		21日㈯		
三ヶ島公民館		28日㈯		
富岡公民館			4日㈯	
山口公民館			18日㈯	
吾妻公民館			25日㈯	
しあわせの里				25日㈯

◎事前に電話またはFAXでの予約が必要です。相談時間は、いずれも午後1時から4時までです。

申し込み・問い合わせ　▼身体障害者…障害者生活支援センター・所沢しあわせの里（☎2921-5666・FAX2921-6666）▼障害児・知的障害者…生活支援ルーム・さぽっと（☎・FAX2992-7888）

国民健康保険税の夜間特別納税窓口を開設します

国民健康保険税が夜間に納税できます。日中に時間がとれない方は、ご利用ください。

期間中は、電話での納税相談も受け付けています。

とき　12月26日㈪～28日㈬／午後5時～8時

ところ　市役所1階・国保年金課

問い合わせ　国保年金課（☎2998-9131・FAX2998-9061）

「所沢市重度心身障害福祉手当」を改正します

所沢市重度心身障害福祉手当の支給にあたっては、所得制限が導入されることになりました。

住民税が課税されている方は、平成18年1月分以降の手当が支給停止となります。

◎手当支給の判定には、受給者ご本人の所得が対象になります。ご家族の所得は対象になりません。

■手当月額（変更ありません）

▼A区分（身体障害者手帳1級の方、療育手帳Ⓐの方等）……11、500円

▼B区分（身体障害者手帳2級の方、療育手帳A、Bの方）……9、000円

▼C区分（精神障害者保健福祉手帳1・2級の方）……5、000円

問い合わせ　障害福祉課（☎2998-9116・FAX2998-1147）

児童扶養手当のお知らせ

■児童扶養手当支給対象

次のいずれかに該当する、18歳に達する日以降の3月31日までの児童を養育している母、または養育者（所得制限あり）

①父母が離婚した児童

②父が死亡した児童

③父が重度の障害をもつ児童

④その他の理由で父がいない児童

■支給対象外

①児童が児童福祉施設（母子生活支援施設・通園施設を除く）に入所している場合

②公的年金（老齢福祉年金を除く）を受けることができる場合

【手当月額】

●**児童が1人の場合**　▼全部支給…41、880円▼一部支給…41、870円～9、880円

●**児童が2人の場合**　5、000円を加算

●**児童が3人以上の場合**　1人につき3、000円を加算

申請先・問い合わせ　市役所1階・子ども支援課（☎2998-9124・FAX2998-9035）

「年末年始の交通事故防止運動」を実施します

実施期間　平成17年12月15日㈭～18年1月3日㈫

重点目標　▼高齢者の交通事故防止▼飲酒運転など悪質・危険運転の追放▼夕暮れ時・夜間の交通事故防止▼自転車と二輪車の交通事故防止

問い合わせ　交通安全課（☎2998-9140・FAX2998-9162）

中小企業経営者向け金融・経営無料よろず相談会のごあんない

埼玉県信用保証協会の職員（中小企業診断士）による、金融・経営全般にかかる相談会を開催します。

資金調達や事業経営について、お気軽にご相談ください。

とき　平成17年12月2日㈮、18年1月6日㈮／いずれも午後1時30分～4時30分

ところ　いずれも市役所2階203会議室

対象　中小企業経営者（個人・法人問わず）

◎申し込み順に相談の予約を受け付けます。なお、相談時間の目安は、およそ1時間です。

申し込み・問い合わせ　商工労政課（☎2998-9155・FAX2998-9162）へ電話またはFAX

●費用等の記載がないものは無料です。

固定資産税 & 都市計画税 課税に関するお知らせ

■住宅建て替え中に1月1日を迎える土地の所有者の方へ

平成18年1月1日（賦課期日）において住宅を建て替え中（未完成）の土地で、次の①～⑥の要件をすべて満たす土地については、住宅用地としての軽減措置を継続します。該当する方は申告してください。

①平成17年1月1日に住宅があったこと（住宅用地であったこと）

②平成18年1月1日に住宅の建て替え工事に着手していること

③平成18年12月31日までに住宅が完成すること

④原則として、建て替えの前後で敷地が同じであること

⑤原則として、平成17年1月1日と18年1月1日の土地所有者が同じであること（共有となっても可）

⑥原則として、平成17年1月1日と18年1月1日の住宅所有者が同じであること（共有となっても可）

■住宅用地に係る軽減措置

- 小規模住宅用地の課税標準額については、固定資産税は評価額の6分の1、都市計画税は3分の1を上限とします。
- その他の住宅用地の課税標準額については、固定資産税は評価額の3分の1、都市計画税は3分の2を上限とします。

◎小規模住宅用地とは、住宅用地のうち200㎡までの部分をいい、その他の住宅用地とは200㎡を超える部分で、家屋の床面積の10倍までの部分をいいます。

■家屋調査にご協力をお願いします

市では、平成17年中に新築・増築された家屋について、固定資産税の評価額算定のための家屋調査を行っています。

調査には、「固定資産評価補助員証」を携行した市の職員が伺います。ご協力をお願いします。

■平成18年度償却資産（事業用資産）の申告

固定資産税は、土地や家屋のほかに償却資産も課税の対象となります。

市内で事業をされている方は、平成18年1月1日現在所有している償却資産について申告書を作成のうえ、資産税課へ提出してください（郵送可）。

12月20日㈫までに申告用紙が届かない場合はご連絡ください。

また、法定申告期限は1月末日（土・日曜日、祝休日の場合はその翌日）となっていますが、事務処理の都合上、平成18年1月18日㈬までに申告くださるようご協力をお願いします。

申告先・問い合わせ　市役所2階・資産税課（〒359-8501・並木1-1-1／☎2998-9068・FAX2998-9409）